

令和2年12月2日

学生及び保護者の皆様へ

学 生 主 事

課外活動について

連日報道にありますように、旭川市内でも新型コロナウイルスへの感染に注意が必要な状況にあります。市内の学校において感染者のクラスターが発生していること、また、医療体制もひっ迫している状況に鑑み、この度、課外活動を続けるのはリスクが大きいと判断いたしました。

つきましては、12月2日（水）より年内はすべての課外活動を停止いたします。

また、昼休みや放課後等を利用しての体育館やトレーニングルームの使用を禁止します。

本校においてクラスターが発生するリスクを少しでも下げするため、ご理解とご協力をお願いいたします。

課外活動再開については状況を見ながら判断いたします。質問がありましたら、顧問を通してお寄せくださるようお願いいたします。

以上

令和2年6月 日

学生及び保護者の皆様へ

学生主事

アルバイトについて

本校では、学資の一部を補う等のやむを得ない理由があるときに、アルバイトをすることを許可しています。本科学生がアルバイトをするときは、必ずアルバイト許可願を提出し、学生生活のしおりに記載の規則を守ってください。専攻科学生につきましても、新型コロナウイルスに感染したときなどの緊急時に備え、アルバイトをするときはアルバイト申告書を提出していただいておりますのでご協力をお願いいたします。

なお、新型コロナウイルスへの感染が警戒されているときは、アルバイトをする必要があるかどうか、アルバイト先の勤務形態や作業環境が感染防止に配慮したものであるかどうかの判断が必要です。不安があるときはアルバイトをしないようにしてください。

以上